

4/10(日)は皆野町長選挙の投票日です!

任期満了に伴う皆野町長選挙の投票が4月10日(日)に行われます。選挙が、明るく正しく行われるよう、有権者の皆さんのご協力をお願いします。



新型コロナウイルス感染症対策のお願い

投票所では、アルコール消毒などの各種感染症対策を実施します。投票所に来られる有権者の皆さんにも、ご理解、ご協力をお願いします。

◎マスクをご持参のうえ、着用してください。

◎ご持参の鉛筆、シャープペンシルで投票用紙に記入できます。

ボールペンの場合は、投票用紙の原材料にプラスチックを使用しているためインクがじむ可能性がありますので、鉛筆、シャープペンシルの使用を推奨しています。

◎平日の期日前投票をご利用ください。

投票日当日の混雑緩和のため、ご協力をお願いします。金曜日、土曜日は混雑が予想されますので、早めの期日前投票をおすすめします。



■投票できるか

平成16年4月11日までに生まれ、令和4年1月4日までに町に住民登録し、引き続き選挙当日まで町に居住しているかた(失権などによる欠格条項に該当しているかたを除きます)。

■期日前投票

投票日に冠婚葬祭や仕事・旅行などで投票所に出かけられないかたは、投票日前でも投票することができます。ただし、期日前投票に来られた日に満18歳になつていなかたは、不在者投票となります。

期間

4月6日(水)～9日(土)

時間

午前8時30分～午後8時

場所
期日前投票所(役場2階会議室)

郵送された入場券を、指定された投票所へお持ちください。受付の後、投票用紙が交付されます。候補者氏名(1名)を記載し投票してください。

■持参するもの

※入場券がなくとも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。本人確認のため、身分証明書(免許証など)の提示を求める場合があります。

■投票所および投票時間

投票所および投票時間は、「別表1」のとおりです。

■郵便による不在者投票制度

身体に重度の障がいがあるなど、「別表3」の要件に該当するかたは、郵送で不在者投票をすることができます。

ただし、制度を利用するには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、希望されるかたは選挙管理委員会までご連絡ください。

※交付には日数がかかりますので、お早めにご連絡ください。